
金融商品取引法の改正等に伴う本協会諸規則の一部改正について

日証協 平 21. 4. 30

本協会では、本年4月30日の自主規制会議において、「協会の従業員に関する規則」、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部を改正した。

本改正は、本年6月1日付けでファイアウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築等に係る「金融商品取引法等の一部を改正する法律」及び関係政府令が施行されることに伴うものである。

本規則改正は、平成21年6月1日から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

金融商品取引法の改正等に伴う本協会諸規則の一部改正について

平成 21 年 4 月 30 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

今般、ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築等について、本年6月1日付けで「金融商品取引法等の一部を改正する法律」及び関係政府令が施行されることに伴い、別紙のとおり、本協会諸規則の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 協会の従業員に関する規則

(1) 協会は、従業員を採用しようとする場合、本協会に処分状況の照会をしなければならないとしているが、他の協会の従業員を出向により受け入れる場合及び親金融機関等又は子金融機関等（以下「親子金融機関等」という。）の使用人を自己の従業員として採用する場合等においては、適用除外とする。

（第4条第1項）

(2) 協会は、原則、他の協会の使用人を自己の従業員として採用してはならないとしているが、親子金融機関等の使用人を自己の従業員として採用する場合等においては、適用除外とする。

（第5条第1項）

(3) その他所要の改正を行う。

（第7条第3項第18号）

2. 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

「金融商品取引業等に関する内閣府令」の改正に伴う所要の改正を行う。

（第16条）

3. 不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則

(1) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」の改正に伴う所要の改正を行う。

（別表（注）2）

(2) その他所要の改正を行う。

III. 施行時期

平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

以 上

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 4 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(本協会への照会)</p> <p>第 4 条 協会員は、従業員として採用しようとする者（店頭デリバティブ取引会員がその使用人を新たに特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事させようとする場合及び特別会員にあつては、その使用人を新たに登録金融機関業務に従事させようとする場合における当該使用人を含む。次条第 1 項において同じ。）が、最近 5 か年間に他の協会の従業員又は金融商品仲介業者（定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）若しくはその外務員であったとき、又は現に他の協会の従業員又は金融商品仲介業者若しくはその外務員であるときは、本協会から処分を受けているかどうかについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。<u>ただし、当該協会員が他の協会の従業員を</u>出向により受け入れる場合若しくは<u>他の協会の従業員として出向していた者が</u>帰任する場合又は<u>当該協会員が他の協会の金商法第 36 条第 4 項に規定する親金融機関等若しくは同条第 5 項に規定する子金融機関等（以下「親子金融機関等」という。）である場合若しくは他の協会員が当該協会の親子金融機関等である場合における当該他の協会の使用人を自己の従業員として採用するときは、この限りではない。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(採用の禁止)</p> <p>第 5 条 協会員は、他の協会の使用人を自己の従業員として採用してはならない。ただし、<u>当該協会員が他の協会の使用人を</u>出向により受け入れる場合又は<u>当該協会員が他の</u></p>	<p>(本協会への照会)</p> <p>第 4 条 協会員は、従業員として採用しようとする者（店頭デリバティブ取引会員がその使用人を新たに特定店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事させようとする場合及び特別会員にあつては、その使用人を新たに登録金融機関業務に従事させようとする場合における当該使用人を含む。次条第 1 項において同じ。）が、最近 5 か年間に他の協会の従業員又は金融商品仲介業者（定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）若しくはその外務員であったとき、又は現に他の協会の従業員又は金融商品仲介業者若しくはその外務員であるときは、本協会から処分を受けているかどうかについて、所定の方法により本協会に照会しなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(採用の禁止)</p> <p>第 5 条 協会員は、他の協会の使用人を自己の従業員として採用してはならない。ただし、協会員が他の協会の使用人を出向により受け入れる場合又は<u>金商法第 44 条の 3 第</u></p>

新	旧
<p><u>協会の親子金融機関等である場合若しくは他の協会員が当該協会の親子金融機関等である場合における当該他の協会の使用人を自己の従業員として採用するときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>1項ただし書き又は第2項ただし書きに基づき内閣総理大臣の承認を受けた行為を行わせるために協会員が他の協会の使用人を採用する場合は、この限りでない。</u></p>
<p>2 } (現行どおり)</p>	<p>2 } (省 略)</p>
<p>4</p>	<p>4</p>
<p>(禁 止 行 為)</p>	<p>(禁 止 行 為)</p>
<p>第 7 条 (現行どおり)</p>	<p>第 7 条 (省 略)</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p>	<p>3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p>
<p>1 } (現行どおり)</p>	<p>1 } (省 略)</p>
<p>17</p>	<p>17</p>
<p>18 <u>「有価証券の引受け等に関する規則」第31条第3項又は第4項に規定する親引けを行うこと。</u></p>	<p>18 <u>「有価証券の引受け等に関する規則」第24条第3項又は第4項に規定する親引けを行うこと。</u></p>
<p>19 } (現行どおり)</p>	<p>19 } (省 略)</p>
<p>26</p>	<p>26</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p>	
<p>この改正は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。</p>	

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 4 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
<p data-bbox="204 387 683 421">(取引一任勘定取引の管理体制の整備)</p> <p data-bbox="188 434 788 748">第 16 条 協会は、<u>金商業等府令第 123 条第 1 項第 13 号</u>に掲げる契約に基づいて行う有価証券の売買その他の取引等（以下「取引一任勘定取引」という。）が投資者保護に欠け、取引の公正を害し、協会の信用を失墜させることのないよう、十分な管理体制を整備しなければならない。</p> <p data-bbox="411 857 560 891" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="188 954 788 1032">この改正は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。</p>	<p data-bbox="828 387 1307 421">(取引一任勘定取引の管理体制の整備)</p> <p data-bbox="812 434 1412 748">第 16 条 協会は、<u>金商業等府令第 123 条第 13 号</u>に掲げる契約に基づいて行う有価証券の売買その他の取引等（以下「取引一任勘定取引」という。）が投資者保護に欠け、取引の公正を害し、協会の信用を失墜させることのないよう、十分な管理体制を整備しなければならない。</p>

「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 4 月 30 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧																																																																
<p>第 1 条 〽 (現 行 ど お り)</p> <p>第 7 条</p> <p>別 表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">銘 柄</th> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">顧 客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>(現 行 ど お り)</td><td>1</td><td>(現 行 ど お り)</td></tr> <tr><td>2</td><td>(現 行 ど お り)</td><td>2</td><td>(現 行 ど お り)</td></tr> <tr><td>3</td><td>(現 行 ど お り)</td><td>3</td><td>(現 行 ど お り)</td></tr> <tr><td>4</td><td>(現 行 ど お り)</td><td>4</td><td>(現 行 ど お り)</td></tr> <tr><td>5</td><td>(現 行 ど お り)</td><td>5</td><td>(現 行 ど お り)</td></tr> <tr><td>6</td><td>(現 行 ど お り)</td><td>6</td><td>(現 行 ど お り)</td></tr> <tr><td>7</td><td>(現 行 ど お り)</td><td>7</td><td>(現 行 ど お り)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. (現 行 ど お り) 2. 金融商品取引法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する投資一任契約及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 13 号イからホまでに掲げる行為については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。 3. (現 行 ど お り)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。</p>		銘 柄		顧 客	1	(現 行 ど お り)	1	(現 行 ど お り)	2	(現 行 ど お り)	2	(現 行 ど お り)	3	(現 行 ど お り)	3	(現 行 ど お り)	4	(現 行 ど お り)	4	(現 行 ど お り)	5	(現 行 ど お り)	5	(現 行 ど お り)	6	(現 行 ど お り)	6	(現 行 ど お り)	7	(現 行 ど お り)	7	(現 行 ど お り)	<p>第 1 条 〽 (省 略)</p> <p>第 7 条</p> <p>別 表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">銘 柄</th> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">顧 客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>(省 略)</td><td>1</td><td>(省 略)</td></tr> <tr><td>2</td><td>(省 略)</td><td>2</td><td>(省 略)</td></tr> <tr><td>3</td><td>(省 略)</td><td>3</td><td>(省 略)</td></tr> <tr><td>4</td><td>(省 略)</td><td>4</td><td>(省 略)</td></tr> <tr><td>5</td><td>(省 略)</td><td>5</td><td>(省 略)</td></tr> <tr><td>6</td><td>(省 略)</td><td>6</td><td>(省 略)</td></tr> <tr><td>7</td><td>(省 略)</td><td>7</td><td>(省 略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. (省 略) 2. 金融商品取引法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する投資一任契約及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 13 号イからホに掲げる行為については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。 3. (省 略)</p>		銘 柄		顧 客	1	(省 略)	1	(省 略)	2	(省 略)	2	(省 略)	3	(省 略)	3	(省 略)	4	(省 略)	4	(省 略)	5	(省 略)	5	(省 略)	6	(省 略)	6	(省 略)	7	(省 略)	7	(省 略)
	銘 柄		顧 客																																																														
1	(現 行 ど お り)	1	(現 行 ど お り)																																																														
2	(現 行 ど お り)	2	(現 行 ど お り)																																																														
3	(現 行 ど お り)	3	(現 行 ど お り)																																																														
4	(現 行 ど お り)	4	(現 行 ど お り)																																																														
5	(現 行 ど お り)	5	(現 行 ど お り)																																																														
6	(現 行 ど お り)	6	(現 行 ど お り)																																																														
7	(現 行 ど お り)	7	(現 行 ど お り)																																																														
	銘 柄		顧 客																																																														
1	(省 略)	1	(省 略)																																																														
2	(省 略)	2	(省 略)																																																														
3	(省 略)	3	(省 略)																																																														
4	(省 略)	4	(省 略)																																																														
5	(省 略)	5	(省 略)																																																														
6	(省 略)	6	(省 略)																																																														
7	(省 略)	7	(省 略)																																																														